

日時 令和8年4月8日 9時30分

場所 熊谷市立文化会館

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 関与先名簿及び使用人名簿の提出依頼について

(総務課)

税務署では、管内に事務所を有する税理士、税理士法人（従たる事務所を含む。）、通知弁護士及び通知弁護士法人の方に対し、その関与先及び事務所使用人等の概況について、別添1「関与先名簿」、別添2「関与先名簿（所属税理士用）」及び別添3「使用人等名簿」の提出をお願いしています。

本年についても、4月中に依頼文書を送付させていただき予定ですので、ご提出についてご協力をお願いします。

なお、e-Taxによる提出も可能ですので、ぜひ、ご利用ください。また、別添1から別添3については、A4版規格かつ全項目を満たしていれば、任意の書式での提出も可能です。

依頼文書記載の提出期限までにご提出いただけなかった方に対しては、6月末までに電話又は文書により改めて提出依頼をさせていただきますので、ご承知おきください。

(2) 令和7年確定申告分の振替日について

(管理運営部門)

申告所得税及び復興特別所得税：令和8年4月23日（木）

消費税及び地方消費税：令和8年4月30日（木）

令和7年分確定申告の振替日は上記のとおりとなっております。関与先の方への振替日の周知等をお願いします。

(3) 税務署領収窓口における受付時間の取扱いについて

(管理運営部門)

税務署では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付や納税証明書オンライン請求・受取の利用拡大に取り組んでおります。これまでも、税務署領収窓口における受付時間は原則として午前9時から午後4時までとしているところですが、今後、別添4「税務署からのお知らせ」のリーフレットを活用するなどして、更に納税者等への周知を行ってまいります。

納税証明書の窓口請求においても、受付時間を署内領収と同様に取り扱うこととします。

なお、来署の日が納期限当日であるなど、特段の理由がある場合はこの限りではありません。

(4) 期限内納付等の協力依頼について

(徴収部門)

振替納税を利用している個人の関与先の方の振替日は(2)記載のとおりです。残高不足による振替不能防止を図るため、振替日の周知及び振替日前の預貯金残高確認について関与先の方へのご指導をお願いします。

また、今月は2月決算法人の確定申告・8月決算法人の中間申告の納期限となっております。2月決算や8月決算の法人の関与先の方に対しては、期限内納付についてご指導をお願いします。

なお、納付書を使用しない納付手段で納付した方などについては、納付書の事前送付を取りやめておりますのでご承知おきいただくとともに、納付書の事前送付が行われないことによる「納付忘れ」がないよう、併せて関与先の方への周知をお願いします。

(参考)

- 国税庁HP「納付書の事前送付に関するお知らせ」 ○ 国税庁HP「納税に関する総合案内(国税の納付手続)」



(5) 関東信越国税局による閉庁日の電話催告について

(徴収部門)

関東信越国税局の集中電話催告コールセンター室(以下「納税コールセンター」という。)では、消費税及び地方消費税等の納付の確認ができない納税者の方に対して、令和8年5月17日(日)午前8時30分から午後5時までの間、電話催告を行います。国税局及び税務署は、通常、土・日曜日及び祝日に執務を行っていないため、不審に思った関与先の方から税理士の皆様に照会がある場合も考えられます。関与先の方から照会があった場合には、令和8年5月17日(日)に納税コールセンターで電話催告を行っていたことをご説明いただき、併せて納付についてご指導をお願いします。

なお、令和8年5月17日(日)については、電話催告を受けた方からの問合せを納税コールセンター「納税者専用ダイヤル」(048-740-1500)において受け付ける態勢を整えておりますのでご承知おきください。

また、国税局及び税務署では、国税の還付金受取や納付のために金融機関等のATMの操作を求めることはなく、国税の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありませんので、関与先の方への周知をお願いします。

4月中旬以降、閉庁日に各国税局が実施する電話催告に関する情報が国税庁HPに掲載されますので、併せてご確認をお願いします。

【掲載箇所】

国税庁HP ホーム>国税庁等について>組織(国税局・税務署等)

>集中電話催告センター室(納税コールセンター)のご案内

(6) 確定申告内容の確認等について

(個人課税部門)

関与先の方の申告書等に関する内容確認や書類の提出依頼をする必要がある場合には、関与されている税理士の方に対して、電話連絡をさせていただいております。お忙しいところと存じますがその際は対応方よろしくお願ひします。

(7) 防衛特別法人税の創設

(法人課税部門)

令和7年3月31日(月)に公布された「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(防衛法)」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

これに伴い、令和8年4月1日(水)以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。

なお、所得金額が欠損等の理由により基準法人税額が0となる場合や基礎控除額(年500万円)の控除により課税標準法人税額が0となる場合であっても、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要があります。

別添5「防衛特別法人税が創設されました」

別添6「防衛特別法人税の申告書様式」

(8) 「各種報告書の提出等のお願ひ」について(別添7)

(酒類指導官)

酒類は致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類販売業者の皆様には20歳未満の者の飲酒防止をはじめとした様々な社会的要請への取組が求められております。これらの取組状況について、次の提出書類の報告をお願ひしております。

提出書類：①『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書

②酒類の販売数量等報告書

発送日：令和8年3月16日(月)

提出期限：令和8年4月30日(木)

なお、e-Taxで提出することもできます。詳しくは国税庁のe-Taxホームページをご覧ください。

(9) 「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」の掲示について（別添8）

（酒類指導官）

毎年4月は、「20歳未満飲酒防止強調月間」に伴いまして、酒類販売業者の方には20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスターを店頭又は店内に掲示していただくようお願いしています。これを含めた年齢確認等の20歳未満の者の飲酒防止に関する取組は、年間を通じて求められるものです。20歳未満飲酒防止強調月間終了後においても、引き続きポスターを掲示していただくよう併せてお願いしておりますのでご承知おきください。

5 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

令和8年度納税通知書等発送日について

(1) 熊谷市

個人住民税（特別徴収）：令和8年5月15日（金）
個人住民税（普通徴収）：令和8年6月10日（水）
固定資産税・都市計画税：令和8年5月8日（金）
軽自動車税：令和8年5月8日（金）

(2) 深谷市

個人住民税（特別徴収）：令和8年5月14日（木）
個人住民税（普通徴収）：令和8年6月10日（水）
固定資産税・都市計画税：令和8年5月1日（金）
軽自動車税：令和8年5月1日（金）

(3) 寄居町

個人住民税（特別徴収）：令和8年5月14日（木）
個人住民税（普通徴収）：令和8年6月10日（水）
固定資産税・都市計画税：令和8年5月8日（金）
軽自動車税：令和8年5月8日（金）